

# ご退去時の確認事項

(必ず内容をご確認下さい)

## □退去立会

退去（明渡し）の日に、室内の点検を借主様立会の上、設備・備品等の確認を致します。立会可能日時を、立会業者へお伝えください。万が一、立会業者連絡時に日時の決定が出来なかった場合は、10日前までに立会業者へご連絡下さい。室内を確認できる明るい時間をご指定下さい。

※立会日には室内の残置物（家具・ゴミ等）が無い状態にして下さい。

※室内は、後日専門の業者が室内クリーニングを行います。日常的な清掃作業はお客様の方で行ってください。

※退去時の修繕（原状回復工事）の内容は、借主様立会のもと室内の点検後、お見積り致します。

## □鍵・各種付帯設備のご返却

下記のご返却をお願い致しますので荷物と一緒に引っ越し先へ送らないようご注意ください。

- ・貸与した鍵（玄関キー・オートロックキー・ポストキー等）
- ・取扱説明書一式（入居時渡し及び室内設置がある場合）
- ・エアコン等の各種リモコン（入居時渡し及び室内設置がある場合）

※鍵の紛失・あるいはスペアキーでの返還の場合は鍵交換費用をいただきます。

※付帯設備及び取扱説明書を紛失された場合、交換もしくは新調費用をいただきます。

## □公共料金の支払い等・ご利用停止

・退去立会日までに、電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、インターネット回線契約等、全てのご利用停止のお手続きと費用を清算して下さい。

※水道につきましては管理会社より水道料金の請求がある場合は水道局への停止連絡は必要ございません。

## □郵便物各種のお手続き

・郵便物を新住所へ転送されるように、転居届のお手続きをして下さい。

## □敷金・保証金の精算

・敷金・保証金をお預かりしている場合は、未払い賃料・水道料、原状回復費用、残留物撤去費用等、借主様の負担すべき代金を敷金（保証金）より差し引き、退去後の指定口座へ振り込みます。ご返金がある場合は退去後1カ月ほどお時間を要します。敷金・保証金をお預かりしていない場合は、借主様が負担すべき代金を請求させていただきます。

## □引越し時のゴミ出し

- ・引越し時のゴミの搬出につきましては、各分類のゴミ出し日を厳守してください。
- ・ゴミの分別は必ず、ルールを守って下さい。分別されていないと回収されません。
- ・粗大ゴミは予約制（有料）です。あらかじめ日程を確認してください。

京都市大型ゴミ受付センター TEL 固定電話からは0120-100-530 携帯電話からは0570-000-247

ごみについてのお問い合わせ先 山科まち美化事務所 TEL 075-573-2457

※ゴミ置場やマンション敷地内に粗大ごみ等放置が判明した場合は処分費用を請求させていただきます。

※個人が不法投棄をした場合、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金、またはその両方の刑に処すると規定されています（廃棄物処理法 第25条 第1項第14号）。